

2 3 生 福 号 外
平成 2 3 年 6 月 2 5 日

各市町村義援金配分担当課長 様

福島県社会福祉課長

第 2 回平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震義援金
福島県配分委員会の結果について（通知）

本日、第 2 回平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震義援金福島県配分委員会が開催され、審議の結果、別紙のとおり第 2 次配分が決定されましたのでお知らせいたします。

なお、詳細については、今後開催予定の担当者会議等により連絡いたしますが、下記の点に留意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

県独自基準について

- ・震災孤児、震災遺児については、県より示した基準に基づいて配分いただくこと。

枠配分について

- ・積算対象となっている項目については、必ず配分対象としてください。ただし、各市町村へ配分する金額の範囲内において、配分対象・配分基準額は、地域の実情に則して各市町村で設定してください。
- ・積算対象となる被害状況により枠配分となるため、後日被害状況の確定に伴い、市町村への配分額については追加配分や返還など精算が必要となります。したがって、市町村においては、積算対象となる被害状況をよく把握し、配分総額を想定して市町村の配分対象・配分基準額を検討してください。
- ・各市町村が独自に集めている義援金を、併せて配分しても差し支えありません。
- ・原発関係避難世帯の対象区域は、国義援金については、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域とし、旧屋内待避区域は積算対象となりませんが、県義援金分については、30km圏内区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域を積算対象とします。
- ・今後予想される特定避難勧奨地点の取扱いについては、今後国と協議します。
- ・義援金は、事業活動等には配分できません。
- ・義援金を市町村の一般行政経費や事業経費には充当はできません。既に各市町村で実施している見舞金等の支給財源に振り替えることもできません。

（事務担当 生活福祉総室 社会福祉課 主事 田沼 024-521-7322）

義援金第2次配分

1 国の第2回義援金配分割合決定委員会(23.6.6)の方針

日本赤十字社等の国義援金は、死亡・行方不明、全・半壊数、原発避難関係世帯数で都道県に按分し枠配分

(按分する際の指標)

- ・死亡者、行方不明者、住家全壊、原発避難関係世帯・・・ 1 P
- ・住家半壊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 . 5 P

原発避難関係世帯の配分対象は、20km圏内区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域(=いわき市北部30km圏(旧屋内待避区域)は除外)

配分対象及び配分基準は、各被災都道県の配分決定委員会において決定

2 本県の第2次配分

(1) 日本赤十字社等の国義援金分

死亡・行方不明、全・半壊数、原発避難関係世帯数で市町村の被害の程度に応じて市町村に按分して枠配分。

(按分する際の指標)

- ・死亡者、行方不明者、住家全壊、原発避難関係世帯・・・ 1 P
- ・住家半壊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 . 5 P

当該指標は便宜の指標であり、被災者への配分額には直結しない。

枠配分された総額の範囲内で、市町村がその地域の実態に則して配分対象・配分基準額を独自に設定し被災者へ配分する。

(2) 県義援金分

市町村に枠配分

県義援金の内、下記 の県独自基準分及び今後の調整に必要となる留保額を除いた金額について、上記(1)国義援金と同様の考え方で、国義援金分に加算して、各被災市町村へ枠配分する。

ただし、国義援金では、積算対象から除外されたいわき市北部(30km圏(旧屋内待避区域))については、県義援金では、積算対象に含めることとする。(屋内待避は解除されたが、第1次配分時には屋内待避区域に設定され、現在も避難状態が継続している世帯もあるため)

今後予想される特定避難勧奨地点の取扱いについては、今後国に協議する。

県独自基準

次の対象については、特に支援の必要性が高いと考えるため、新たに配分対象とする。

- ・震災孤児・・・・・・・・・・1人 100万円
- ・震災遺児・・・・・・・・・・1人 50万円

震災孤児

震災により、両親が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども

震災遺児

震災により、父又は母が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども

義援金配分委員会会長より、震災孤児・震災遺児に対する義援金の配分について、次のコメントが出されましたので、ご配慮願いたい。

「今回の配分のうち、震災孤児や震災遺児の方への義援金は、震災の苦難を乗り越え、福島未来を担う人材として成長していく子ども本人の教育や将来の生活につながることを目的とし、この趣旨に沿った義援金の活用を関係者各位に強く期待します。」

3 配分する義援金額

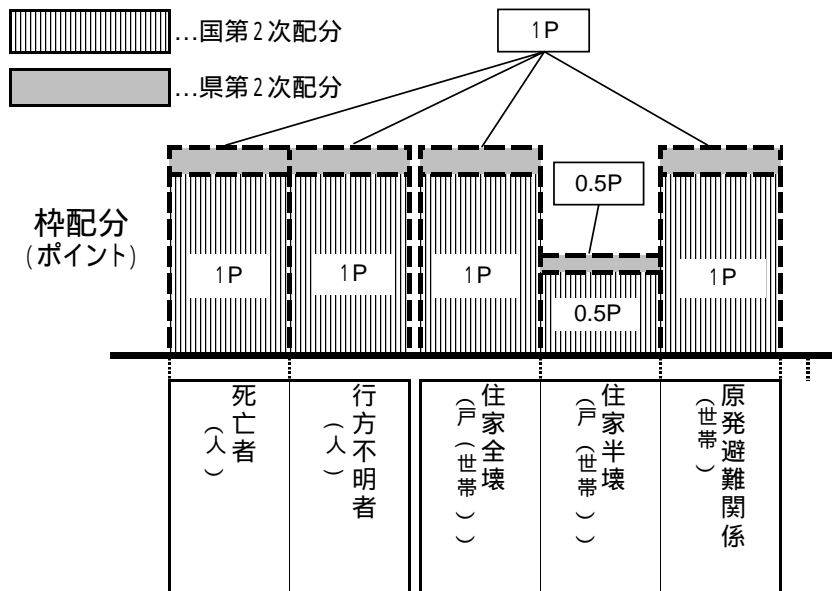
(1) 国義援金

第2次分として、日本赤十字社より約538億円が送金されており、当該金額を、上記2の(1)の考え方により今後の被害判明の見込みも勘案した上で各市町村へ按分して枠配分する。

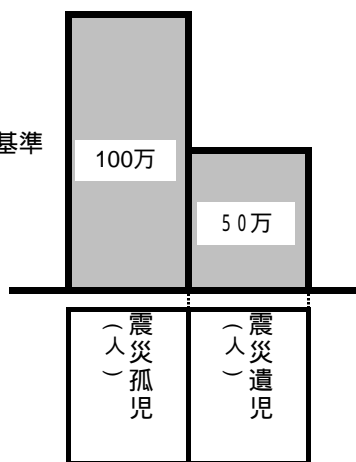
(2) 県義援金

現在まで約138億円寄せられており、第1次配分額(約46億円)一定額の留保額(約7億円)を除いた約85億円を、上記2の(2)の考え方で第2次配分で配分する。

義援金第2次配分



県設定基準



第2次配分

国義援金	県義援金
枠配分 ・市町村へ枠配分し、市町村が地域の <u>実情に則して配分基準を決定する。</u> ・枠配分額は、国配分と同項目により積算する。 ・積算単位は、死亡、行方不明者は、 <u>人</u> 単位、住家被害・原発関係は、 <u>世帯</u> 単位で積算。 ・積算上の比重 死亡、行方不明、全壊、原発 = <u>1</u> 半壊 = <u>0.5</u>	枠配分 ・市町村へ枠配分し、市町村が地域の <u>実情に則して配分基準を決定する。</u> ・枠配分額は、国配分と同項目により積算する。 ・積算単位は、 <u>国義援金と同じ</u> 。 ・積算上の比重 <u>国義援金と同じ</u>
	県基準設定配分 ・ <u>県が配分基準を決定。</u>

...県が配分基準を決定。

...市町村へ枠配分。各市町村の判断により配分対象・配分基準額を決定。

住家全・半壊と原発避難関係は、重複して配分とはならない。

原発避難関係の区域は、国の配分積算上は、警戒区域、緊急時避難準備区域、計画的避難区域とされた。

このため、いわき市北部(30km圏内で屋内待避区域だった地域)については、国からの配分積算上除かれることとなった。

したがって、国義援金については、国と同じ考え方で積算するが、県義援金については、いわき市北部(30km圏内旧屋内待避区域)も積算対象とする。